

公契約事業従事者の適正賃金と安定雇用を確保する公契約法の制定

を求める意見書の提出を求める陳情

討論要旨 川村つよし議員

2009年7月に公共サービス基本法が制定されました。公共サービス基本法が制定された背景は、公共サービスの民間開放が急激に推進される下、受注をめぐる低価格化過当競争や短期間での契約更新が、多くの公契約事業従事者を低賃金かつ不安定雇用の「官製ワーキングプア」に陥れ、公共サービスの質の低下や人命を損なう重大事故の多発を招いたことにあります。

基本法は制定されたものの、公共サービスの質の保持や官製ワーキングプアの解消は、いまだ達成されていません。達成できない大きな要因は、公共サービスの質の保持や官製ワーキングプアの解消を個々の地方公共団体の努力に任せ、国の役割が果たされていないからです。

尾張旭市の公契約条例は、賃金を定めない理念的な内容となっておりますが、地方自治体の規模から、尾張旭市だけで賃金を定めることに困難があるためと理解をしています。公共サービスの質の保持や官製ワーキングプアの解消を図るため、国全体で取り組む必要があると考えます。

皆さんの御賛同をお願いし、賛成討論といたします。